

【原 著】

現行いじめアンケートの妥当性と課題
—教師の「いじめの深刻さ認識」を指標として—

宮川 世名 青木 多寿子

The Analysis of Bullying Questionnaires to Identify the Problems using Teachers' Recognitions
about What Are Serious for Students

MIYAGAWA Sena, AOKI Tazuko

2024

岡山大学教師教育開発センター紀要 第14号 別冊

Reprinted from Bulletin of Center for Teacher Education
and Development, Okayama University, Vol.14, March 2024

現行いじめアンケートの妥当性と課題

—教師の「いじめの深刻さ認識」を指標として—

宮川 世名※1 青木 多寿子※2

いじめ早期発見を目的としたアンケートが全国で実施されているが、いじめの認知件数は減少していない。そこで、全国14都道府県のいじめアンケートを集計し、内容を分析した。加えて、このいじめアンケートが「いじめに該当する」としている行為に着目し、いじめ行為に対する、教師の「いじめに対する深刻さの認識」を調査した。その際、宮川・青木(2023)が示した「いじめの深刻度」に関する知見を用いた。分析の結果、教師は「やり返せる行為」よりも、「やり返せない行為」をより深刻と捉えていることがわかった。つまり、教師は「深刻と捉えられるべきいじめ行為」を深刻だと捉えており、現行いじめアンケートが「いじめに該当する」としている行為は妥当であると考えた。このことは、現行いじめアンケートでは早期発見が難しいことを示唆している。よって、早期発見と言うよりは、未然防止につながる新しいアンケートの開発の必要性について考察した。

キーワード：いじめアンケート、いじめ未然防止、いじめに該当する行為、教師の認識

※1 岡山大学大学院教育学研究科大学院生

※2 岡山大学学術研究院教育学域

I 問題と目的

1 いじめの未然防止と早期発見

いじめは子どもの命に関わる大きな社会問題である。平成23年に起きた「大津いじめ事件」をきっかけに、いじめ問題が全国で深刻化したことを受け、「いじめ防止対策推進法案」が可決・成立した。この法律の第1条には、「いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進すること」(文部科学省, 2013)という目的が定められている。

また、12年ぶりの改訂が行われた生徒指導提要(2022)においては、いじめの早期発見を超えて、いじめ等の「課題未然防止教育」に焦点が当たっていることが注目される。つまりいじめ対応については、『「未然防止」→「早期発見」→「対処」という順序』(生徒指導提要, 2022; 128頁)が示されている。このことから、今後の生徒指導については、今まで以上に、「いじめの“未然防止”及び“早期発見”」に重点が置かれていることがわかる。

2 いじめアンケートの現状と課題

いじめ防止対策推進法の、第 16 条 1 項には「いじめの早期発見のための措置」として、「学校の設置者及びその設置する学校は、(中略)当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする」ことが定められている。この「定期的な調査その他の必要な措置」には、アンケート調査や面談などが該当するだろう。そして「いじめの早期発見」を目的としたアンケート調査の実施が推奨されていることを受け、「多くの学校がいじめに関するアンケートを実施している」(川原, 2018)。しかし、文部科学省(2023)の調査結果によると、令和 4 年度の「小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数が約 68 万 2 千件(過去最多)、うち重大事態の発生件数が 923 件(過去最多)」であることが明らかになっており、これはいじめの被害が減少していないことを示唆している。

他方で、令和 4 年度の文部科学省による調査結果では、国立・公立の小学校において、いじめ発見のきっかけのうち「アンケート調査など学校の取組」によるものが 50%以上を占めている。このことから、いじめアンケートは早期発見のためにある程度機能していると言えるが、まだ 40%以上が発見できていないことも意味している。

この事実から、本研究では、全国の自治体で実施されているアンケートは「いじめを早期発見するもの」としては、あまり上手く機能していないのではないかと、との仮説を立た。そしてその要因について 2 つの可能性を想定した。まず、“いじめアンケートそのものに不備がある”可能性、そして次に、“いじめアンケートを読みとる教師側のいじめに対する深刻さの捉え方が不十分である”可能性である。そしてこれらの可能性を検討するため、まず、現在各自自治体を実施(又は使用を推奨)しているアンケートのうち、インターネット上で公開されているものを対象に調査し、その特徴を分析することにした。

II 研究 1 : 現行いじめアンケートの分析

1 方法

インターネットで「いじめアンケート 例」と検索し、ヒットした 14 の都道府県(京都府, 熊本県, 鹿児島県, 広島県, 三重県, 神奈川県, 鳥取県, 兵庫県, 東京都, 奈良県, 沖縄県, 埼玉県, 山形県, 新潟県)のアンケートを調査対象とした。

2 結果

対象のアンケートの様式(記名方式, 実施回数及び時期, 質問数, 回答形式)を確認, 整理した(Table 1)。

Table 1 各都道府県 アンケート様式

	記名方式	実施回数(年)	実施時期	質問数	回答形式(選択/記述)
京都府	原則記名 ※書きたくなければ 書かなくてもよい	3回	8月/2月/4月に 報告できるように	6問	選択4問/記述2問
熊本県	原則無記名 ※名前を書く欄あり (任意)	1回	11月中旬~12月	29問	選択23問/記述6問
鹿児島県	無記名	2回	9月/学年末	3問	選択
広島県	記名/無記名 ※学校で選択	任意	任意	任意	選択
神奈川県	無記名	3回	学期に1回	32問	選択31問/記述1問
鳥取県	無記名	少なくとも月1回	—	5問	選択
兵庫県	記名	任意	任意	5問	選択4問/記述1問
東京都	無記名 ※出席番号を書く欄あり (任意)	3回以上	—	4問	選択3問/記述1問
奈良県	無記名	1回	11月末	11問	選択10問/記述1問
沖縄県	無記名	3回	学期に1回	10問	選択9問/記述1問
埼玉県	記名/無記名	4回以上	—	8問(無記名) 10問(記名)	選択
三重県	無記名	3回以上	学期に1回以上	12問	選択9問/記述3問
山形県	無記名	2回	6月/11月	14問	選択
新潟県	記名 ※書きたくなければ 書かなくてもよい	任意	—	11問	選択

本稿で対象とした全てのアンケートにおいて、「具体的にどのようないじめ行為を受けたことがあるか」との問いがあった。この問いの回答形式についてはTable 2で示すように、「いじめに該当する行為」のそれぞれに回答する点は共通であったが、回答形式は、「〇×方式」、「選択式」、「数値式」、「記述式」など、様々であった。

Table 2 「具体的ないじめの有無」を問うアンケート例

【〇×方式】

いじめに該当する行為	〇か×
①からかわれたり、悪口や嫌なことを言われたりした。	()
②仲間外れや、皆から無視された。	()
③軽くぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりした。	()
⋮	⋮

【選択式】

あなたはどんないじめを受けましたか。当てはまるものに○をつけてください。
ア 言いがかりをつけられたり、おどされたりした
イ 冷やかしたり、からかわれたりした
ウ 自分のものを隠されたり、よごされたりした
⋮

【数値式】

質問項目	1…まったくない 2…ほとんどない 3…どちらとも言えない 4…たまにある 5…よくある
①冷やかしやからかい、悪口や脅しなどと言われることがある	1-2-3-4-5
②クラスの集団に入れてもらえなかったり、大勢から無視をされたりすることがある	1-2-3-4-5
③自分の持ち物が無くなったり、捨てられたり、わざと壊されたりすることがある	1-2-3-4-5
⋮	⋮
⋮	⋮

【記述式】

どんないじめを受けていたか書いてください。

次に、「いじめに該当する」行為を、内容及び文言で分類した。その結果、Table 3 に示す 12 のカテゴリーを見出した。

Table 3 「いじめに該当する行為」カテゴリー

<ul style="list-style-type: none"> a. 冷やかし・からかい・悪口・脅し b. 仲間外れ・無視 c. 暴力（叩く，蹴る） d. 金品関係（盗み，金品たかり） e. 私物関係（金品以外の私物を隠す，壊す） f. 嫌がらせ g. 嫌なことをさせられる（恥ずかしいこと，危険なことなどの強制） h. SNS（ネット掲示板への書き込み，メール等による嫌がらせ） i. あだ名 j. 押しつけ（係，当番，用事などを無理やり押しつける） k. 避ける・机を離す l. その他
--

この 12 のカテゴリーのうち，ほとんど全ての都道府県のアンケートに記載があったのは，「a. 冷やかし・からかい・悪口・脅し」，「b. 仲間外れ・無視」，「c. 暴力」，「d. 金品関係」，「h. SNS」の 5 つのカテゴリーであった。反対に 1 県にしか記載が無かったのは「i. あだ名」や「k. 避ける・机を離す」であった。Table 4 に，ほとんど全てのアンケートに「いじめに該当する行為」として記載があった 5 つのカテゴリーの具体的文言を示す。この表を見ると，「いじめに該当する行為」は，全く同じ，もしくは表現が一部異なるものもあるが（京都府と鹿児島県），自治体によって大きな差は見られないことがわかった。

Table 4 都道府県別「いじめに該当する行為」の具体文

	a. 冷やか・からかい・悪口・脅し			b. 仲間外れ・無視		c. 暴力			d. 金品関係		h. SNS
京都府	①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。			②仲間はずれ、集団による無視をされる。		③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。			⑤金品をたかられる。	⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	⑦パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
熊本県	ア 言いがかりをつけられたり、おどされたりした(体のことや言葉づかいなど)	イ 冷やかされたり、からかわれたりした(体のことや言葉づかいなど)		エ 仲間はずれにされた	オ みんなに無視された	カ なぐられたり、けられたりした			キ お金やものをとられた	ク インターネットの掲示板やSNSなどに、悪口などを書かれたり、勝手に名前が使われたりした	
鹿児島県	①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる			②仲間はずれ、集団による無視をされる。		③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。 ④ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。			⑤一方的に、お金や品物を持ってこいと言われる。	⑥お金や品物をかくされたり、ぬすまれたり、こわされたり、捨てられたりする。	⑦パソコンや携帯電話で、悪口を書かれたりいやなことをされる。
広島県	①冷やかされる・からかわれる			②仲間外れにされる・無視される		③たたかれる・けられる			④金品をたかられる		⑦パソコンや携帯電話を使って、悪口や嫌なことをされる
神奈川県	①いじられたり、からかわれたり、悪口を言われる	②おかしくないのに笑われる		③なかまはずれにされたり、むしされたりする	④かるくぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする	⑤ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする	⑥お金やものをとられたり、おどらされたりする		⑧メールやネット上のサイト、携帯電話などで、悪口などが書かれている		
鳥取県	①冷やか、からかい	②言いがかり、おどし		③仲間はずれにされた	④無視された	⑤なぐられた、けられた			⑥お金や物をたかられた	⑧ネット上に悪口、勝手に名前をかかれた	
兵庫県	①からかう・冷やかす	②悪口・陰口を言う	③どなる・脅す	④無視・仲間はずれ	⑤なぐる・蹴る			⑥お金や物を取る		⑧ネット掲示板等に書き込む	
東京都	①冷やかされたり、からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりする。			②仲間外れにされたり、無視されたりする。		③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。			⑤お金をたかられたり、おどらされたりする。	⑥お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	⑧メール、ネット、SNSなどで嫌なことを書かれたりする。
奈良県	①冷やかされたり、からかわれたり、おどされたり、悪口や嫌なことを言われたりする			②仲間はずれにされたり、集団で無視されたりする		③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。 ④ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。			⑤お金や持ち物を無理やりとられたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	⑥パソコンやスマートフォン等の情報機器を利用して、悪口や嫌なことを書かれたりする	
沖縄県	①冷やかしやからかい					②遊び半分で叩かれたり、蹴られたり			③金品や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり		④パソコンや携帯電話を使って、悪口や嫌なことをされる
埼玉県	②冷やかしやからかい、悪口や脅しなどを言われた			①無視されたり、仲間はずれにされた		⑤わざとぶつかられたり、遊びのふりをしてたたかれたり、けられたりした					⑦悪口をメールで送られたり、SNSなどに書き込まれたりした
三重県	①冷やかしやからかい、悪口やおどし、いやなことを言われた。			②仲間はずれ、集団によるむしをされた。		③軽くぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした。 ④ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした。			⑤お金や物をたかられた。	⑥お金や物をかくされたり、ぬすまれたり、こわされたり、捨てられたりする。	⑦パソコンやスマホ、ケータイなどで、いやなことを書かれたり、されたりした。
山形県	①冷やかされたり、からかわれたりする。	②悪口やいやなことを言われる。	③おどし文句を言われる。	④友達や、周りの人から仲間はずれにされたり、無視される。	⑤わざと軽くぶつかられたり	⑥遊ぶふりをして軽くたたかれたり、けられたりする。	⑦ひどくぶつかり、けられたりする。	⑧お金を要求されたり、おどらされたりする。	⑨お金や持ち物をかくされたり、ぬすまれたりする。	⑩パソコンや携帯電話、スマートフォンなどで、悪口を書かれたり、いやなことをされたりする。	
新潟県	①からかわれたり、わる口やいやなことをいわれた。			②なかまはずれや、みんなからむしされた。		③かるくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした。 ④ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした。			⑤お金やものをむりやりとられた。		⑥パソコンやスマホ、いやなことを書かれたりされたりする。

※各項目の①～⑬(熊本県のみア～コ)は各自自治体のアンケートに記載されているものである。

ところで、文部科学省は毎年「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」を公表している。この中の「いじめ」についての結果のカテゴリーは、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なこと

を言われる」「仲間はずれ、集団による無視をされる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」「ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする」「金品をたかられる」「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」「その他」となっている。この文部科学省の調査と Table 4 に示すいじめアンケートでは、言い回しは異なるが、カテゴリーも内容も、ほぼ類似した内容であることが窺える。このことも、いじめアンケートの内容には自治体によって大きな差が見られないことを裏付けていると考えられる。

3 考察

本研究の分析を通して、現行のいじめアンケートは、「“いじめに該当する行為”が同じようなカテゴリー及び文言で構成されている」との特徴が見られた。このどの都道府県にも共通したいじめに対する認識は、日本全国でいじめに対する認識が統一されているという、いじめの早期発見にプラスの側面があるとも言えるが、別の観点から見ると、いじめの深刻さに関係なく、すべての行為が「均一に並べられている」とも言えるのかもしれない。この均一性の結果、教師はいじめの深刻さに気づきにくく、対応が遅れがちになるのではなかろうか。

これに関し、宮川・青木（2023）は、いじめに該当する行為について、被害者の深刻度を測定し、児童生徒にとって最も深刻ないじめは「加害者が被害者よりも有意な立場にある」場合であること、つまり、被害者が加害者に対して「やり返すことのできない」いじめが最も深刻であることを示した。この宮川・青木（2023）の結果は、いじめに該当する行為で被害者が感じる心理的苦痛は同じではないこと、教師は児童・生徒が一番苦痛を感じる“相手にやり返すことのできない行為”を受けている場合は、それ以外より危機感を持って対応する必要があることを示唆している。しかし、今回分析した Table 4 の現行のいじめアンケートの内容や Table 2 で示した回答形式からは、いじめの深刻さを区別するようなものは見られない。その結果、現行のアンケートではいじめの深刻さの程度、つまり「どの行為が児童にとって深刻であるか」までは把握できていないのではないかと考えた。

以上のことから、本稿では Table 4 に示すいじめアンケートで「いじめに該当する」とされる行為について、生徒が感じるいじめの深刻さを、教師はどのように捉えているのかについて次の研究で検討する。

II 研究2：教師のいじめ認識アンケート

1 方法

(1) 調査対象者

学校現場で働く教員、男性 39 名、女性 36 名の計 75 名。教員歴は 1 年未満から 42 年（平均 13.360 年）。小学校教員 50 名、中学校 3 名、高校 20 名、特別支

援学校 2 名。

(2) 調査方法

調査は、2023 年 8 月から 9 月の間に行われた。A 県の学校に勤める教員が集まる講習等の機会、A 県、B 県のそして学校長を通して教員に回答を求める 2 つのルートで質問紙を回収した。調査は一斉質問紙方式、もしくは個別回答を管理職に提出する形で回収した。

(3) 質問紙の構成

1) フェイスシート

性別、教員歴、勤めている校種を尋ねた。

2) いじめに該当する行為

「いじめに該当する行為」ごとに教師の深刻さ認識を測るには、Table 3 に示した 12 のカテゴリーを、もう少し細分化する必要があると考えた。そこで、「①冷やかし・からかい・悪口・脅し」を「冷やかし・からかい」、「悪口・脅し」、「陰口」の 3 項目に、「②仲間外れ・集団無視」を「仲間外れ」、「集団による無視」の 2 項目、「③暴力」を「軽い暴力」と「ひどい暴力」の 2 項目に、それぞれ細分化し、「いじめに該当する行為」は計 14 項目になった (Table 5)。この 14 項目について、回答するアンケートとした。具体的には、それぞれの行為について、自分のクラスの児童生徒が受けていると仮定した際、どれほど深刻と捉えているかについて、“深刻である”～“深刻ではない”までの 5 件法で回答を求めた。

Table 5 本研究における「いじめに該当する行為」リスト

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 冷やかし、からかいを言われる。2. 面と向かって悪口、脅し文句を言われる。3. 仲間外れにされる。4. 集団による無視をされる。5. 軽くぶつかられる、叩かれる、蹴られる。6. ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる。7. 金品をたかられる、盗まれる、壊される。8. 自分の物を隠される、汚される、壊される。9. 陰口を言われる。10. 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされる。11. 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことを強いられる。12. SNS (匿名) で悪口、嫌なこと、名前などを書かれる。13. 変なあだ名をつけられる。14. 係や当番などを押し付けられる。 |
|--|

(4) 倫理的配慮

調査は無記名式であり、回答に正解はないこと、回答を拒否したり中断したりしても問題は生じないことなどを紙面に明記し、「アンケート結果を研究に使用すること」への承諾を求めた。回答は任意とした。

2 結果

(1) 「やり返すことができるかどうか」による行為の分類

大学生を対象にした宮川・青木(2023)の研究では「やり返すことができない行為」は、被害者の苦痛が大きい深刻度の高いいじめであることが示されている。そこで、いじめに該当する行為について、教師は深刻さをどのように捉えているのかを調査することにした。Table 5 に示した 14 項目について、やりかえすことが「できる」「できない」の 2 つに分類した。その課程で、分類の視点を次の様に考えた。まず、結果的にやり返したかどうかではなく、やられたその場で「やり返すことができなかった」経験が児童生徒にとって深刻な影響を与えると考えた。また、集団による無視は 1 人でやり返すことができないが、集団全員に個別に仕返しをすれば「やりかえせる」ことになる。しかし、このような事例は今回問題としているいじめとは別の要因を含むことになりがちだと考えた。そこで、単にやりかえすことが「できる」「できない」の区別をする際に、「①その場で」「②同じ行為を」やり返すことができるかどうかも併せて配慮した上で該当する行為を分類した。その結果が Table 6 である。

Table 6 「いじめに該当する行為」分類

その場で同じ行為をやり返すことができる(R群)	その場で同じ行為をやり返すことができない(N群)
1. 冷やかし、からかいを言われる。	3. 仲間外れにされる。
2. 面と向かって悪口、脅し文句を言われる。	4. 集団による無視をされる。
5. 軽くぶつかられる、叩かれる、蹴られる。	7. 金品をたかられる、盗まれる、壊される。
6. ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる。	8. 自分の物を隠される、汚される、壊される。
10. 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされる。	9. 陰口を言われる。
13. 変なあだ名をつけられる。	11. 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことを強いられる。
	12. SNS (匿名) で悪口、嫌なこと、名前などを書かれる。
	14. 係や当番などを押し付けられる。

※ 「R 群」 → 「Return(やり返せる)」, 「N 群」 → 「Not Return (やり返せない)」

(2) 比較用の得点算出

Table 6 に示した「やり返すことができる」に分類された 6 項目を、「Return (やり返すことができる)」の頭文字を取って「R 群」、 「やり返すことができない」に分類された 8 項目を「Not Return (やり返すことができない)」の頭文字を取って「N 群」とし、それぞれの群ごとに合計、平均を算出した。それぞれ「R 群」の平均値を「得点 R」、 「N 群」の平均値を「得点 N」とした。項目ごとの得点、及び算出した「得点 R」、 「得点 N」の記述統計を Table 7 に示す。

この結果を見ると、深刻さの認識の平均値が高かったのは、上位から「11. 危険・恥行為の強制」、 「7. 金品関係」、 「4. 集団無視」であり、いずれも「やり返すことができない」行為であった。反対に最も平均値が低かったのは「13. あだ名」であり、その次に低いのが「9. 陰口」であった。

一方で「1. 冷やかし・からかい」、 「5. 軽い暴力」、 「9. 陰口」、 「13. あだ名」、 「14. 係・当番押し付け」は標準偏差が .600 を上回っており、深刻さの認識に教師による個人差があることが窺えた。他方で「4. 集団無視」、 「6. ひどい暴力」、

「7. 金品関係」, 「11. 危険行為の強制」は, 標準偏差が.300 を下回っており, 深刻さの認識には教師による個人差は少なく, 「11. 危険・恥行為の強制」に関しては, 回答した教師全員が「深刻である」と評価していた。

Table 7 教師が捉えるいじめの深刻さ認識

R群：その場で同じ行為をやり返すことができる			N群：その場で同じ行為をやり返すことができない		
	平均値	標準偏差		平均値	標準偏差
1. 冷やかし・からかい	4.415	.828	3. 仲間外れ	4.829	.500
2. 悪口・脅し(対面)	4.750	.569	4. 集団無視	4.961	.255
5. 軽い暴力	4.587	.639	7. 金品関係	4.987	.115
6. ひどい暴力	4.934	.250	8. 物品関係	4.908	.334
10. 嫌がらせ	4.868	.377	9. 陰口	4.368	.727
13. あだ名	4.316	.804	11. 危険・恥行為の強制	5.000	.000
			12. SNS	4.895	.419
			14. 係・当番押し付け	4.480	.685
得点R：やり返せる	4.609	.396	得点N：やり返せない	4.803	.261

※「得点R」→「Return(やり返せる)」, 「得点N」→「Not Return(やり返せない)」

(3) やり返すことができる/できない行為に関する深刻さの認識

1) 場面ごとの比較

「やり返すことができる」場面(R群)の「得点R」と, 「やり返すことができない」場面(N群)の「得点N」を *t* 検定で比較した。その結果, 「得点N」の方が, 「得点R」よりも有意に深刻さが高いと認識していた(Table 8)。つまり, 現場の教員は, “やり返すことができる” 行為よりも, “やり返すことができない行為” を, 深刻であると認識していることがわかった ($p < .001$)。

Table 8 場面による深刻さの認識(やり返すことができる/やり返すことができない)

	平均値差	標準偏差	<i>t</i> 値	自由度	有意確率
得点R-得点N	-0.194	.135	-6.145	73	<.001

2) 「陰口」と「やり返すことができる」行為の深刻度

Table 8 の群ごとの比較から, N群の項目は, 教師から見て深刻さが高いと認識されたことを示した。しかし, 「陰口」は「やり返すことができない」項目であるにも関わらず, 全14項目で下から2番目に深刻さが低く, 標準偏差のバラつきが大きいことが示された(Table 7)。このことから, 「やり返すことができない行為」で, 生徒にとって深刻ないじめである「陰口」は, 深刻さの低い「やり返すことができる」項目よりも, さらに深刻さが低いと認識する教員がいることが窺える。

そこで, 次に「陰口」と「やり返すことができる」全ての行為(Table 6)とで比較を行った。その結果, 教師は「陰口」については, 「悪口・脅し(対面)」, 「ひどい暴力」, 「危険行為」の3つの行為よりも, 深刻さが低いと認識していることがわかった(Table 9)。

Table 9 「陰口」と「やり返すことができる」行為に対する深刻さの認識

やり返すことができる行為	平均値	標準偏差	t値	自由度	有意確率
冷やかし・からかい- 陰口	0.047	.101	-2.208	75	.019
悪口・脅し(対面)- 陰口	0.382	-.158	3.998	75	<.001
軽い暴力- 陰口	0.219	-.088	2.151	74	.035
ひどい暴力- 陰口	0.566	-.477	7.054	75	<.001
危険行為- 陰口	0.500	-.350	6.571	75	<.001
あだ名- 陰口	-0.052	.077	-0.563	75	.575

4 考察

本研究の目的は、新しいいじめアンケートの開発のため、現行のいじめアンケートの課題について検討することであった。研究1では、各都道府県のいじめアンケートの分析、研究2ではその結果を踏まえ、学校の教員に対していじめの深刻さ認識を測るアンケートを実施した。

(1) いじめアンケートに関する調査

まず、研究1として、現在各自自治体の実施（又は使用を推奨）しているアンケートのうち、インターネット上で公開されているものを対象に調査し、その特徴を分析した。分析の結果、本研究で対象とした各都道府県のアンケートが「いじめに該当する」としている行為は類似のカテゴリー及び文言で構成されているとの特徴が窺えた（Table 4）。

(2) 「いじめに該当する行為」教師の捉え方

次に、全国共通に見られた「いじめに該当する」について、学校現場で働く教師の「いじめに対する深刻さの認識」を調査した。

Table 7の記述統計より「いじめに該当する行為」の中で、「集団無視」、「ひどい暴力」、「金品関係」、「危険行為の強制」の4項目は、標準偏差が低く（ $SD < .300$ ）、深刻さの認識に教師間の差はないこと、つまりこの4つの行為は、どの教師から見ても深刻だと認識されていることが窺えた。一方で、「冷やかし・からかい」、「軽い暴力」、「陰口」、「あだ名」、「係・当番押し付け」の4項目は、他の項目と比較して標準偏差の値が大きく（ $SD > .600$ ）、いじめの深刻さに関する認識に教師間でバラつきがあることがわかった。この4つは全て、「やり返すことができる」行為であることから、そこまで深刻に捉える必要はないと判断した教師が複数名いたと考えられる。

加えて、「いじめに該当する行為」を「①その場で、②同じ行為を、やり返すことができるかどうか」の観点で分類（Table 6）し、深刻さの認識に差があるかを比較検討した。その結果、「やり返すことができる行為」よりも、「やり返すことができない行為」をより深刻と認識していることが示された。これは、宮川・青木（2023）が示した「いじめの深刻さ」に関する見解と一致している。つまり、現場で働く教員は、「被害者が加害者にその場でやり返すことのできない行為」を深刻だと認識していることがわかった。

(3) 「陰口」の捉え方

本研究の目的とは別に、「陰口の捉え方」に関する新たな発見があった。ここ

で着目したのは「陰口」が調査項目の中で「やり返すことができない」項目であるにも関わらず、全項目の中で下から2番目に深刻さが低いと認識されたことである。

そこで次に「やり返すことができない行為」である「陰口」とTable 6に示した「やり返すことができる」全ての行為について、項目毎に深刻さの平均値を t 検定で比較した。その結果、「陰口」は「やり返すことができる」複数の項目よりも、有意に深刻さが低いと認識されていることがわかった。

前述のように、陰口は被害者に届いた場合、本人はその場で加害者にやり返すことができず、自分のいないところで行われているという事実から、大きな精神的苦痛を受けることになる。また、陰口は被害者本人のいないところで行われるが、近くで聞いていた人が本人に伝えたり、噂がクラス内で回ることで本人の耳に入ったりする可能性がある。つまり、陰口が本人には伝わりにくいと認識していると、教師が気付いた時には、既に被害者本人に伝わっており、深刻な事態に発展するということもあり得る。このように考えると、陰口はより深刻と認識される側面を持ついじめであると言える。このことから、教師は「陰口は簡単に被害者本人に伝わる」という認識をもち、「陰口」という行為をより深刻に捉える必要性が示されたと言えるだろう。

他方でこれに関しては、次のようにも考えることができる。深刻さを低く見積もった教師は、「陰口が被害者本人に伝わっていない」、つまり「陰口は被害者が知らないところで言われているため被害者には何も影響がない」との前提で考えた可能性がある。このように考えると、陰口という行為は、深刻さを低く認識されがちになるに違いない。次に調査する際には、調査紙に「陰口が本人にも伝わっている」という前提を明記する必要があるだろう。

(4) 今後の展望

本研究の研究1, 2を通して、現行のいじめアンケートは地域による偏りがあるようなものではないこと、いじめの深刻さについて「やり返すことができない行為はより深刻である」との観点で、教師のいじめに関する深刻さの認識を分析した結果、教師はいじめの深刻さを概ね適切に捉えていることを示すことが出来た。これらの結果から、現行のいじめアンケートを行ってもいじめが減る様相を見せないのは、アンケート項目として記載された「いじめに該当する行為」が要因ではないことが窺えた。このことは、いじめアンケートを有効に機能させるためには、「いじめに該当する行為」を吟味すると言うよりは、実施方法を工夫した方が有効性を高められる可能性を示唆しているのではなかろうか。つまり、現行のいじめアンケートでは、いじめを減らすことを期待するのは難しい、ということかもしれないだろう。そこで次に、現行のアンケートを用いる場合の工夫点、別のタイプのアンケート開発の可能性の観点から今後の展望を述べる。

まず、いじめアンケートを実施する教師は、他にも多数の業務があり、クラス全員分のアンケート結果を把握する時間確保が難しい。そこで、現行のアン

ケートを發展させるなら、短時間で結果を把握できる視覚的な工夫が必要なのではなかろうか。例えば、現行の「いじめに該当する行為」を深刻順に並べ、深刻さを視覚的に捉えられるようにするのも一案であろう。このような工夫があれば、優先的に見るべき項目を教師が瞬時に把握しやすくなり、深刻に捉えるべき問題をいち早く発見できる可能性が高まるに違いない。勿論、深刻に捉えるべき順が下の方の行為であったとしても、児童生徒が受けていると回答した問題全てに対して、真摯に対応する必要はある。しかし、多忙な教師がいじめアンケートの結果全体に細かく目を通し、全ての問題に同時に対処する方法を考えるのは難しい。より深刻に捉えられるべき項目から順に並べれば、一層早い対処を可能にし、アンケートがより機能するのではなかろうか。

他方で国立教育政策研究所（2015）は、いじめアンケートで得られる回答の多くは「手遅れ」であり、「訴えが出てきた事例に対応していけばよい」といった姿勢では、深刻な事例ほど見落としかねない」としている。さらに「生徒指導提要」（文部科学省、2022）では、「気になる児童生徒を早期に見出して、指導・援助」につなげることで、また、「いじめの疑いのある段階からの発見」が重要であるとしている。加えて、「課題早期発見対応」の1つとして、「気になる児童生徒を早期に見出して、指導・援助」につなげるため、「いじめアンケートのような質問紙に基づくスクリーニングテスト」の実施について記している。

これに関し、伊藤(2017)は小・中・高校生を対象にした、いじめる・いじめられる経験の大規模調査でどの学校にもある共通した傾向を報告している。ここでは、加害経験のあるものは8割前後がいじめの被害も経験しているとする。これらのことを考慮すると、早期に「被害者」を見つけるアンケートではなく、「加害者」になる可能性のある児童生徒をスクリーニングし、加害者になることを予防し、被害者が生まれることを防ぐ「いじめ未然防止アンケート」を開発するば、いじめアンケートは今以上に有効に機能するのではなかろうか。

そしていじめの加害者側に焦点をおいた研究はすでにいくつか存在することを指摘したい。例えば大西（2009）は、中学生において、いじめに否定的な集団規範である「いじめ否定学級規範」が高い学級では、「低い学級と比べて、生徒のいじめ加害傾向が低いこと」を示している。また、大西・黒川・吉田(2009)の研究では、「いじめに対する罪悪感を高く見積もる児童・生徒ほどいじめの加害傾向が低いこと」が示唆されている。他にも、「社会的能力が高いと全般的にいじめ抑止傾向が高いこと」（木村・小泉、2020）、加害者リスクを低減させる研究も見られる（木村・小泉；2020；久米・田中、2015）などが挙げられる。

生徒指導提要（2022）でも、いじめの「未然防止教育」として、「いじめに向かわない態度・能力」を身に付けることを取りあげている。このことから、いじめ加害傾向にある児童生徒の特性についての研究が進み、教育現場で働く多忙な教師が、瞬時に「いじめ加害傾向」を把握するスクリーニング可能なアンケートの開発が進めば、児童生徒にどのような態度・能力を育成すれば未然防止につながるのか等、予防教育の発展にもつながることが期待できよう。

参考・引用文献

- 広島県教育委員会 (2017). 「いじめアンケート (児童生徒用)」 2023-02-16.
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/82287.pdf>
- 兵庫県教育委員会 (2014). 「いじめに関するアンケート調査」 2023-02-16.
<https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/imazu-hs/NC3/wysiwyg/file/download/23/62>
- 伊藤美奈子 (2017). いじめる・いじめられる経験の背景要因に関する基礎研究—自尊感情に着して— 教育心理学研究, 62, 26-36.
- 鹿児島県教育委員会 (2019). 「いじめの実態調査」アンケート 2023-02-10.
<https://www.keinet.com/tanikic/wp-content/uploads/sites/423/2019/12/d73bf7b8c2be91607ff230cb1d1b8023.pdf>
- 神奈川県 教育局 支援部子ども教育支援課 (2023). いじめ早期発見・早期対応のためのアンケートについて「アンケート」 2023-02-16.
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/12532/questionnaire.pdf>
- 川原誠司 (2018). 学校でのいじめ実態把握が実効性を持つためには—いじめアンケートに関する大学生の回顧的印象を基に— 宇都宮大学教育学部教育実践紀要 4, 15-22.
- 木村敏久・小泉令三 (2020). 中学校におけるいじめ抑止の意識向上に向けた社会性と情動の学習の効果検討—教師による実践及び生徒の社会的能力との関連— 教育心理学研究, 68, 185-201.
- 久米瑛莉乃・田中宏二 (2015). 小学校におけるピア・サポート活動といじめ抑制に関する研究 (1) —友人サポート, 学級機能と学級適応の関係— 子ども学論集, 2, 47-58.
- 三重県教育委員会 (2015). 「学校におけるいじめ防止のための資料」 2023-02-16.
https://www.pref.mie.lg.jp/SEISHI/HP/m0206900039_00001.htm
- 宮川世名・青木多寿子 (2023). 第三者と被害者の視点を含んだ「いじめ」の定義を考える—最も深刻ないじめの形態分析を通して— 岡山大学教師教育開発センター紀要, 13, 161-174.
- 文部科学省 (2013). 「いじめ防止対策推進法 (平成 25 年 9 月 28 日) 概要」 2018-08-21.
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm
- 文部科学省 (2012). 国立教育政策研究所「生徒指導リーフ いじめアンケート」 2023-02-10.
<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf04.pdf>
- 文部科学省 (2023). 「令和 4 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」 pp.29-31. 2023-01-03.
https://www.mext.go.jp/content/20231004-mxt_jidou01-100002753_1.pdf
- 文部科学省 (2023). 「令和 4 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上

- の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた緊急対策等について（通知）」2024-01-03.
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422178_00004.htm
- 文部科学省（2016）. 資料3「いじめの認知に係るアンケート等の取組事例」2023-02-10.
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/116/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2016/03/08/1365175_2_1.pdf
- 文部科学省（2022）. 生徒指導提要, pp. 19-23, 128-137.
- 奈良県教育委員会 教育研究所教育支援部（2019）. 令和元年度「いじめに関するアンケート アンケート用紙（小学校中・高）」 2024-02-16.
<https://www.pref.nara.jp/secure/213527/rlijime.anke-to.pdf>
- 新潟県教育委員会（2019）. 新潟県いじめ等防止のための資料集「第2章 いじめの未然防止」 pp. 43-45
<https://www.ijimetaisaku.pref.niigata.lg.jp/pdf/ma-1.pdf>
- 大西彩子（2007）. 中学校のいじめに対する学級規範が加害傾向に及ぼす効果
カウンセリング研究, 40, 199-207.
- 大西彩子・黒川雅幸・吉田俊和（2009）. 児童・生徒の教師認知がいじめの加害
傾向に及ぼす影響—学級の集団規範およびいじめに対する罪悪感に着目し
て— 教育心理学研究, 57, 324-335.
- 大西彩子・吉田俊和（2010）. いじめの個人内生起メカニズム-集団規範の影響
に着目して- 実験社会心理学研究 49 (2), 111-121.
- 埼玉県 教育局 生徒指導課（2019）. 生徒指導ハンドブック「アンケート(無記
名, 記名, 保護者)(例)」 pp. 29-32, 2023-02-16.
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/handbook/handbook-is.html>
- 鳥取県教育委員会 いじめ・不登校総合対策センター（2014）. 「いじめ防止に
係る無記名式アンケート」について 2023-02-16.
<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1088981/questionnairegaiyou.pdf>
- 東京都教育委員会（2014）. 「いじめ発見のチェックシート」 2023-02-16.
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/administration/council/general_conference/attached_institution/files/bullying_council/01toushin_last06.pdf
- 山形県教育委員会（2013）. 別冊資料「いじめ発見調査アンケート 小学校下学
年（1～3年生用）」「いじめ発見調査アンケート小学校上学年（4～6年生
用）」 2023-02-16.
https://www.pref.yamagata.jp/documents/4927/kaigishiryoyou994_3.pdf

註

本論文を作成するに当たり、多くの教育現場の先生方、岡山大学教育学域の伊住継行先生のお力添えを頂きました。記してお礼申し上げます。

The Analysis of Bullying Questionnaires to Identify the Problems using Teachers' Recognitions about What Are Serious for Students.

MIYAGAWA Sena *1, AOKI Tazuko *2

Questionnaires designed to detect bullying early are administered by the board of education in Japan. However, despite these efforts, the total number of bullying cases is not decreasing. This study aims to enhance the effectiveness of the questionnaires. Fourteen bullying questionnaires developed by the board of education were collected and analyzed. We found they used very similar definitions about actions as bullying. However, Miyagawa and Aoki (2023) suggested the possibility that the most serious forms of bullying for students involve actions from which they could not do the same action at the same time. Therefore, we investigated whether teachers recognized the seriousness of such actions. Seventy-five teachers from high school to elementary school participated in this study. Consequently, we found that teachers recognized bullying that “could not return back” as more serious than actions that “could return back.” Based on these results, it would be possible to say that “the actions of bullying,” as using the questionnaires by the board of education now are adequate for a survey. However, these findings also imply limitations in the effectiveness of early bullying detection by the questionnaires. Potential modifications to the questionnaires were discussed to address these limitations and take precautions against such possibilities.

Keywords : questionnaire to detect bullying early, preventing bullying in advance, what are the serious actions of bullying, recognition of bullying by teachers

*1 Graduate School of Education, Okayama University(Master Degree Course)

*2 Faculty of Education, Okayama University
